

最良執行方針

2023年12月1日
百五証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

百五証券株式会社（以下、「当社」といいます。）では、お客さまから国内の取引所金融商品市場（当社では、東京証券取引所に限らせていただきます。以下同じ。）に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針にしたがい執行することに努めます。

1 対象となる有価証券

国内の取引所金融商品市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）およびREIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」

なお、当社では、フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」はお取り扱いしておりません。

2 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客さまからいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。

当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客さまの利益となる事項を主として考慮するため、お客さまからいただいた上場株券等にかかる注文はすべて国内の取引所金融商品市場に取次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

- (1) お客さまから委託注文を受託しましたら、速やかに国内の取引所金融商品市場に取次ぐことといたします。取引所金融商品市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会が再開されたあとに取引所金融商品市場に取次ぐことといたします。
- (2) (1)において、委託注文の取引所金融商品市場への取次ぎは、次のとおり行います。
 - ① 上場している取引所金融商品市場が1ヶ所である場合（単独上場）には、当該取引所金融商品市場へ取次ぎます。
 - ② 複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末において対象銘柄のコードを入力して検索した際

に最初に株価情報が表示される取引所金融商品市場（当該市場は同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取次ぎます。

なお、上記情報端末に表示される取引所金融商品市場が当社において取扱いが無い場合、速やかにお客さまの指示に基づき取扱います。

選定した具体的な内容は、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客さまにはその内容をお伝えいたします。

- (3) 委託注文の取引所金融商品市場への取次ぎは、当該取引所金融商品市場の取引参加者のうち、当該取引所金融商品市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を經由して行います。

3 当該方法を選択する理由

P T Sを含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客さまにとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、P T Sへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の取引所金融商品市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断されます。

4 その他

- (1) 次に掲げる取引については、2に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客さまから執行方法に関するご指示（お取引の時間帯のご希望等）があった取引
当該ご指示いただいた執行方法
- ② 証券取引約款等において、執行方法を特定している取引
当該執行方法
- ③ 単元未満株の取引
単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法

- (2) 当社または取引所金融商品市場においてシステム障害等が発生した場合、2に掲げる方法によることが難しいため、やむを得ず、2に掲げる方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の取引の条件で執行するよう努めます。

以 上